

奈良県告示第二百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 笠置山添線
- 三 道路の区域

路線 番号	区 間	区域変更 の前後別		敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
4	奈良市邑地町二六 六二番一地先から 奈良市邑地町二七 八三番地先まで	前	後	六・九 、 一六・八	二四一・七 、 二四一・七	
				一〇・三 、 三一・六		

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成二十八年十月三十一日